

財政構造改革プラン(案)

【概要版】

平成26年2月

財政構造改革プラン(案)【平成22年10月】の概要

1 大阪府の財政構造等に関する調査分析の総括

歳入・歳出両面について、他府県との比較を中心に調査分析を行い、平成22年4月に結果を公表。「自律的な財政構造」の実現が必要なことを確認した。

2 基本的考え方

- 【理念・目的】 ○ 国と地方の役割分担を明確にし、地方の仕事の中身は地方が責任を持って決めるという「地域主権」の実現を通じて、府財政構造の抜本的改革をめざします。
○ 守るべきものは守りながら「収入の範囲内で予算を組む」ことを徹底し、財政健全化団体にならないよう、財政規律を堅持します。

【改革の視点】 ①国との役割分担 ②市町村との役割分担 ③民間との役割分担 ④持続可能性の確保 ⑤経営の視点、マネジメントの重視

3 計画期間

○ 平成23年度から25年度までの3年間（国が「財政運営戦略」（平成22年6月22日閣議決定）の中で策定した中期財政フレームの期間や、社会保障制度の見直し時期などを考慮）

4 改革効果額・収支不足額への対応

【自らの改革によるもの】

◆改革効果額（単位：億円）※財政構造改革プラン（案）策定時点の目標額

項目	23年度	24年度	25年度
要対応額	600	600	600
歳入歳出の取組み	330	330	330
構造改革	125	175	185
歳出改革	(75)	(110)	(110)
歳入確保	(50)	(65)	(75)
予算編成における取組みなど※1	205	155	145
人件費※2	270	270	270

◆改革効果額の取組状況※改革工程表参照

	23年度最終	24年度最終	25年度最終
	635	659	671
	365	389	401
	160	234	256
	(94)	(121)	(131)
	(66)	(113)	(125)
	205	155	145
	270	270	270

財政収支の見通し(H22年8月試算)における要対応額については、本プラン記載の構造改革による歳入歳出の取組みに加え、以下による対応を行う

※1 予算編成における取組みなど：毎年の府政運営の基本方針の策定段階や予算編成過程を通じて、税収や地方財政対策の動向などを踏まえ、

歳入の確保や歳出の見直しなど歳入歳出全般にわたる一層の精査・点検を実施したもので、収支均衡予算を編成したことをもって、計画通りの取組みを実施したこととしている

※2 人件費：引き続き職員給与の時限的な減額により、人件費の抑制に取り組む

【国への制度提言（社会保障関係）実現によるもの】

[平成21年度決算見込額をベースに試算（単年度）]

項目	計画期間中に実現をめざす	「将来の姿」として実現をめざす
具体的な制度提言の実現（現時点で試算可能なもの） 決算額と基準財政需要額の乖離是正	約370億円	
ナショナル・ミニマムの全額国庫負担化		約2,000億円－ α 〔 α ：地方財政上の取扱いが変更された場合に生じる減。〕

5 改革のポイント（取組みの要約）

①歳出改革

【見直しの視点】 行財政改革に取り組んできたが、少子高齢化の一層の進展、金融不安に端を発する世界的な景気後退、政権交代に伴う様々な制度改革など、社会経済情勢の構造的な変化に見舞われている。そうした中、新たに類似府県等との比較の視点で評価・検討を行うとともに、財政再建プログラム案と同様の視点からも再点検。

■ 400事業の評価・点検

財政構造等に関する調査分析において他府県比較を行った約400事業のうち、法令義務負担などを除いた、約220事業を対象に個別の評価・点検を実施

【評価・点検の視点】 ①他府県との比較、②府県の役割か否か、③財源確保の可能性、④競争性の向上・確保、⑤持続可能性の確保、⑥PDCAサイクルの厳格化

【評価・点検の結果】 「◎（継続）」 ・ ・ ・ ・ ・ 当面はこれまでどおりに継続 （95事業）
「○（課題付き継続）」 ・ ・ 継続するが、事業費の増大リスク等の課題に今後対応が必要 （81事業）
「△（見直し）」 ・ ・ ・ ・ ・ 事業の規模、水準、手法等について見直し （41事業）
「×（廃止）」 ・ ・ ・ ・ ・ 当該事業を廃止 （4事業）

■ 主要分析事業（抜粋）

約400事業のうち、事業費の規模や増加傾向など、財政構造への影響の大きさを踏まえ、より掘り下げて分析する必要があると考えられる事業

事業名	見直しの方向性（要旨）	時期
私学助成 （経常費助成など）	<p>【1 私学助成について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厳しい財政状況を踏まえ、財政再建プログラム案で実施している経常費助成単価引下げ等の節減の取組みは、公立学校教育の経費節減等の取組みも踏まえ、継続を検討せざるを得ない ○ 府としての補助目的や効果に変化がみられる補助メニュー（私立幼稚園3歳児保育料軽減補助、専修学校専門課程振興補助）を見直し、政策目的を明確化した事業へと再構築。さらに専修学校高等課程への経常費助成については、他府県水準を上回る助成効果の有無等を検証の上、現行助成水準の継続の可否を判断 ○ 授業料支援補助金の拡充を検討。あわせて、選択と集中の観点から、小中学校に対する経常費助成のあり方など、私学助成全体について検討 	23年度 「専修学校高等課程の経常費助成」の効果は、23年度以降検証
	<p>【2 府立高等学校について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 授業料無償化等による効率的な事務執行を推進することにより、学校事務運営体制を見直し（23年度着手） ○ 府立高等学校の再編整備の考え方を検討（23年度以降着手） 	（左記参照）
大阪府育英会助成費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 奨学金貸付について、今後、授業料支援補助金の拡充とあわせて奨学金制度を構築するなかで、修学支援策として最も有効となるよう貸付上限額や対象の見直しを検討 ○ 入学資金貸付について、国と地方の役割分担を踏まえ、高校等入学資金の貸付への重点化を検討 ○ 債権回収におけるサービサーの活用について、費用対効果等を踏まえ、検討 	24年度以降実施を目的に検討
福祉医療費助成制度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国において制度化されるよう要請 ○ 国による制度化までの間は、地方単独で持続させていくために、対象者の範囲や国の公費負担医療制度との整合性をも考慮した制度のあり方について再検討 ○ 乳幼児医療制度については、子育て施策の一環として対象年齢の引上げや所得制限の撤廃を市町村の判断で実施されていることも踏まえ、あり方を検討 ○ 今後、国における医療保険制度等の検討状況を見据えつつ、医療が必要な方に対する支援として府が実施する医療費助成制度の「守備範囲」を明確化の上、25年度実施を目的に抜本的な見直しを図る 	25年度実施を目的に抜本的な見直し
中小企業向け制度融資	<ul style="list-style-type: none"> ○ 元気な中小企業づくり ⇒府は預託を通じて企業を支援 ○ 金融セーフティネット ⇒府は信用補完を維持し企業を支援 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 府は損失補償を通じて府保証協会とともにセーフティネットを支える ◇ 融資資金の調達を金融機関に委ね、府による預託は廃止 ○ 府保証協会に対する損失補償の見直し <ul style="list-style-type: none"> ◇ 他府県比較や社会経済情勢を踏まえ、府の負担割合を見直し 	23年度

公営(公的)住宅への行政投資のあり方	住宅政策のあり方 【基本理念】 〇 府営住宅の供給を中心とした政策から、住宅市場全体で、府民の安心居住と活力を創造する新たな住宅政策に転換 〇 住宅セーフティネットについては、税の公平性の観点も含め、今後創設が望まれる住宅バウチャー制度なども利用しながら、住宅市場全体のストックを活用し、確保に努める 【府営住宅の基本的な将来方向】 〇 良質なものは活用することを基本に、長期的な視点から世帯数の減少動向や市場全体の状況を勘案し、総合的に施策を展開。これらにより、将来のストック戸数の半減をめざす 〇 府営住宅のセーフティネットとしての役割は、今後、祉部門と連携したソフト・ハードでの対応をすすめるとともに、地域経営の主体である基礎自治体等が自らの意思により、 〇 ストックとしての府営住宅を活用して多様なサービスを提供できるよう制度を構築し、移管をすすめる 【当面の見直し】 ①別会計の導入(24年度) ②建替え必要度の精査等(随時) ③管理コストなどの見直しや一層の収入確保(随時) ④国への制度提言(随時)
公共投資(インフラ)のあり方	建設から維持管理への重点化 都市基盤整備の見直しによって、将来の建設事業を圧縮 ⇒ 維持管理費に重点化

②歳入確保

- 〇 これまでも府有財産の処分をすすめてきましたが、さらに府民共通の財産として、現在の利用形態や貸付方法の見直しも含め財源確保を行う。
- 〇 基金の活用や債権回収の強化などに取り組む。

項 目	内 容
府有財産の活用と売却	保有する全府有財産のうちから、活用可能財産を掘り起こし、積極的に売却・貸付
基金の活用	活用可能財産として掘り起こした未利用地売却益(府営住宅整備基金に積立)は、府営住宅の適正な管理のため、計画修繕に活用
債権管理の強化対策	府税債権の滞納圧縮の更なる推進を図るとともに、「特別回収・整理チーム(仮称)」の設置など、的確な債権の回収・整理を図り、債権管理の大幅な強化対策を順次実施

《今後取り組むもの》

項 目	内 容
課税自主権の活用 (超過課税・法定外税)	不断の行財政改革の継続を前提とした上で、課税自主権活用に向けた課題や、地方税制度上の課題等について、学識経験者を交えて、平成23年中にとりまとめ
使用料・手数料の見直し	受益と負担の明確化の観点から、受益者(サービス利用者)の特定されるサービス・事務等について、現行の使用料・手数料の水準や、徴収していないものの理由等を再点検

③出資法人等のさらなる改革

出資法人について、財政再建プログラム案後の社会状況の変化などを踏まえ、さらに事業の必要性・効果を検証し、そのあり方を見直し

◇プログラム案に沿った見直しの具体化

- 〇(公財)日本センチュリー交響楽団 ※旧(財)大阪府文化振興財団 〇(公財)大阪府国際交流財団 〇(株)大阪国際会議場 〇(公財)大阪府保健医療財団
- 〇(公財)千里ライフサイエンス振興財団 〇(株)大阪府食品流通センター 〇大阪高速鉄道(株) 〇大阪府道路公社 〇大阪府都市開発(株) 〇(一財)大阪府タウン管理財団
- 〇(公財)大阪府文化財センター

◇国の制度改正等に対応したさらなる見直し

- 〇(公財)大阪府育英会 〇(財)大阪府産業基盤整備協会(H25.3未解散) 〇堺泉北埠頭(株)

◇新たな観点からの点検

- 〇いわゆる「孫法人」の点検など

◇地方独立行政法人の導入

- 〇産業技術総合研究所、環境農林水産総合研究所の地方独立行政法人化(H24.4.1法人設立)

④公の施設のさらなる改革

- 次の観点からさらなる見直し ・プログラム案どおり見直しがすすんでいない、あるいは事情の変化により見直しの方向性に変更があるもの
 ・プログラム案以降に、さらに点検を行った結果、新たな課題が見つかったもの

◇廃止等（4施設）
○箕面通勤寮（H24.3末廃止） ○特許情報センター（H22.12末廃止） ○健康科学センター（H24.3末廃止） ○府民牧場（H24.3末廃止）
◇抜本的なあり方検討（11施設）
○インターネットデータセンター（H24.3末廃止） ○子どもライフサポートセンター ○介護情報・研修センター（H23.3末廃止） ○稲スポーツセンター ○障がい者交流促進センター ○箕面公園・昆虫館 ○服部緑地・都市緑化植物園 ○浜寺公園・プール ○久宝寺緑地・プール ○住之江公園・プール ○枚岡公園・プール（H24.3末プール廃止）
◇「地元関係自治体等との協働、連携強化」「運営の一層の効率化」等（9施設）
○青少年海洋センター ○青少年海洋センターファミリー棟（マリンロッジ海風館） ○上方演芸資料館（ワッハ上方） ○金剛コロニー ○泉州救命救急センター（H25.4地方独立行政法人りんくう総合医療センターへ移管） ○中河内救命救急センター ○府民の森ほりご園地・紀泉わいわい村 ○弥生文化博物館 ○体育会館

⑤主要事業の「将来リスク」の点検

今後、新たな財源の支出を伴い、財政収支に大きな影響を及ぼす可能性のある項目とその影響額について点検を行いました。

点 検 項 目
○旧企業局事業（地域整備事業特別会計（H24.3末廃止）、まちづくり促進事業特別会計、箕面北部丘陵整備事業特別会計）○住宅供給公社 ○土地開発公社 ○道路公社 ○産業基盤整備協会（H25.3末解散）

⑥人件費

◇給与のカット

	内 容
給料月額のカット	全職員を対象とした、給料月額の時限的カット（H20.8～H22）について、一部カット率を見直しの上、取組み継続【H23～H25】 【知事等の給料減額率】 知事△30%、副知事△20%、教育長△18% ほか 【職員の給料減額率】 部長級△14%、その他管理職△11.5%、管理職以外△9～△3% ほか

⑦国への制度提言

項 目	内 容
地方財政制度	◆地方においても、歳出の無駄をなくすなどのさらなる改革を行わなければならないが、国においても臨時財政対策債からの早期脱却に向け、地方税収の拡充や交付税率の引上げを検討すべき ◆権限・財源・責任の明確化の観点から、ナショナル・ミニマムにあたる事務は、国が全額を負担する制度とすべき。ただし、具体的に何がナショナル・ミニマムかは、国民合意に向け、国・地方で要協議 ◆ローカル・オブティマムにあたる事務の財源は、原則地方税で賄うべき
社会保障制度	■ナショナル・ミニマム… 現金給付（生活保護制度、児童扶養手当） 医療給付（国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、公費負担医療制度） ■ナショナル・スタンダード… 介護保険制度、障害者自立支援法に基づく福祉サービス
その他	◇ 公営住宅制度・・・民間賃貸住宅ストック等を活用したバウチャー制度の検討など

《※：ナショナル・ミニマム、ナショナル・スタンダードの考え方》

	ナショナル・ミニマム	ローカル・オプティマム（地域における最適水準）	
		ナショナル・スタンダード	地方の独自施策
定義	全国一律の最低限の基準として、国が提供を保障すべきもの	国が示す基準を参考にしつつ、地域の実情に即して、地方が内容を決定するもの	地方が、地域の実情に即して、独自に内容を決定するもの
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国民が必要なときに、公平・平等に受けるべき最低限の給付やサービス ◆ 国は、全国一律に従うべき基準を設定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国は、目安となる基準を提示 ◆ 地方は、その基準を参考にしつつも、変更可 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国の関与なし ◆ 地方は、独自に最適水準を決定し、全ての責任を負う
権限・責任	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国：制度の企画・立案 ◆ 地方：国からの委託を受けて執行 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国：目安となる基準の提示 ◆ 地方：自らの判断で執行 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国：なし ◆ 地方：自らの判断で執行
財源	◆ 委託金（国が全額負担）	◆ 地方税（税源移譲）＋[財源調整]	

⑧公務員制度改革

がんばった職員が報われ、やる気を引き出すとともに、府民の理解と支持を得られ、多様な人材登用によって組織のエネルギーを引き出せるよう、公務員制度改革に取り組む。

項目	内容
人事給与制度	◇給与制度 <ul style="list-style-type: none"> ・独自給料表の導入（部長級・次長級の定額制、1つの役職段階に1つの職務の級等） ・わたり・一律的昇格の廃止。現給保障は解消し、給料の額が下がる場合は、段階的に引き下げる経過措置を設ける
	◇人事制度 <ul style="list-style-type: none"> ・本庁部長（庁内外を問わず人材を登用できる仕組みを徹底） ・課長級昇任の見える化（マネジメント能力を重視した任用）
組織人員体制	◇一般行政部門職員数 <ul style="list-style-type: none"> ・22年度から26年度の5年間で、21年度当初比900人削減をめざす（H22当初△314人、H23当初△139人、H24当初△265人、H25当初△244人 計△962人） ※別途、H23水道部廃止△453人・H24研究所独法化△239人
	◇ポスト管理 <ul style="list-style-type: none"> ・職員数全体の削減をすすめる中で、管理職ポストのスリム化を図る
	◇出先機関の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・廃止・統合及びあり方検討…特許情報センター（H22.12末廃止）、府営印刷所（H23.3末廃止）、府税事務所（H25当初統合）、守口技専校（H25.3末廃止）、北大阪技専校（H25.4開校）、障がい者交流促進センター（H25.4指定管理導入）、夕陽丘技専校（H25.10指定管理導入） など ・独法化…産業技術総合研究所、環境農林水産総合研究所（H24.4独法化） ・中核市移行…豊中保健所廃止（H24.4移管）、枚方保健所廃止（H26.4移管予定）
	◇附属機関の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・（24年度）要綱等設置会議体の見直しを実施、附属機関411機関（H25.6時点）

※給与、勤務条件に関する事項は職員団体等と協議

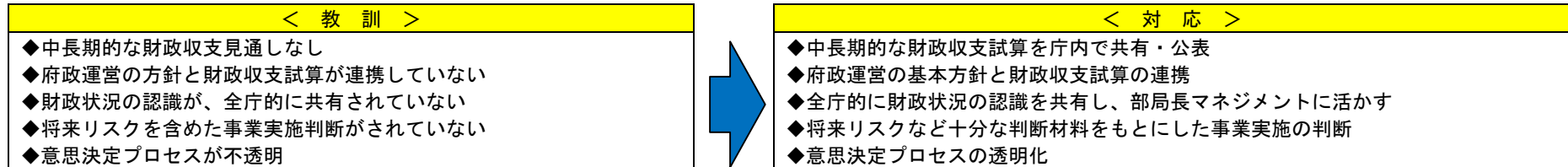
⑨財政運営のあり方

時代時代の社会経済環境に応じて、必要とされる行政サービスを提供することが府の使命であり、その基礎となる財政基盤を確かなものにすることが不可欠。

そのための財政運営のあり方として、「収入の範囲内で予算を組む」という原則の徹底、予算編成過程の全面公開など、財政規律の確立をすすめる。

さらに、昭和 60 年代以降の財政運営をあらためて検証し、その教訓をもとに、一層の規律ある財政運営を行う。

また、基本的な財政運営のあり方を定める条例について検討する。



○財政構造改革プラン(案)(H22.10)

【H23～H25 取組実績(一般財源ベース)】

項目 / 年度	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
1 行革取組	主な取組内容	効果額 (億円)	主な取組内容	効果額 (億円)	主な取組内容	効果額 (億円)
(1) 歳出	(参考) ・一般行政部門職員数削減(H23 当初△139 人) 別途、水道部廃止により△453 人 (H22～H26 の 5 年間で H21 当初比△900 人 を目指す) ※効果額に含まない	—	(参考) ・一般行政部門職員数削減(H24 当初△265 人) 別途、試験研究機関の独法化により△239 人 (H22～H26 の 5 年間で H21 当初比△900 人 を目指す) ※効果額に含まない	—	(参考) ・一般行政部門職員数削減(H25 当初△244 人) ※H22～H25 計△962 人 (H22～H26 の 5 年間で H21 当初比△900 人 を目指す) ※効果額に含まない	—
	○給料月額の時限的カット継続【H23～H25】 【知事等】知事△30%、副知事△20%、教育長 △18% ほか【職員】部長級△14%、管理職 △11.5%、管理職以外△9～△3% ほか	270	○給料月額の時限的カット継続【H23～H25】 (同左)	270	○給料月額の時限的カット継続【H23～H25】 (同左)	270
	○事務事業の見直し【対象：221 事業】 ・他府県比較を行った約 400 事業のうち、法令 義務負担などを除き評価・点検を実施 (方向性：継続 95、課題付き継続 81 事業、見 直し 41、廃止 4)	78	○事務事業の見直し【対象：221 事業】 ・他府県比較を行った約 400 事業のうち、法令義 務負担などを除き評価・点検を実施 (方向性：継続 95、課題付き継続 81 事業、見 直し 41、廃止 4)	101	○事務事業の見直し【対象：221 事業】 ・他府県比較を行った約 400 事業のうち、法令義 務負担などを除き評価・点検を実施 (方向性：継続 95、課題付き継続 81 事業、見 直し 41、廃止 4)	110
	○主要分析事業【対象：10 事業】 ・約 400 事業のうち財政構造への影響の大きさを 踏まえ、より掘り下げて分析を実施	9	○主要分析事業【対象：10 事業】 ・約 400 事業のうち財政構造への影響の大きさを 踏まえ、より掘り下げて分析を実施	9	○主要分析事業【対象：10 事業】 ・約 400 事業のうち財政構造への影響の大きさを 踏まえ、より掘り下げて分析を実施	9
	○公の施設見直し(対象：24 施設) (方向性：廃止 4、抜本的なあり方検討 11、 地元連携強化・運営効率化等 9)	6	○公の施設見直し(対象：24 施設) (方向性：廃止 4、抜本的なあり方検討 11、 地元連携強化・運営効率化等 9)	8	○公の施設見直し(対象：24 施設) (方向性：廃止 4、抜本的なあり方検討 11、 地元連携強化・運営効率化等 9)	9
	○出資法人見直し (方向性：見直し具体化 11、国制度改正対応 3) ○孫法人の点検、地方独立行政法人の導入	1	○出資法人見直し (方向性：見直し具体化 11、国制度改正対応 3) ○孫法人の点検、地方独立行政法人の導入	3	○出資法人見直し (方向性：見直し具体化 11、国制度改正対応 3) ○孫法人の点検、地方独立行政法人の導入	3
	○主要事業の将来リスク点検【対象：7 項目】 ・今後、新たな財政支出を伴い、財政収支に大き な影響を及ぼす可能性のある項目	—	○主要事業の将来リスク点検【対象：7 項目】 ・今後、新たな財政支出を伴い、財政収支に大き な影響を及ぼす可能性のある項目	—	○主要事業の将来リスク点検【対象：7 項目】 ・今後、新たな財政支出を伴い、財政収支に大き な影響を及ぼす可能性のある項目	—
	(小計)	(364)	(小計)	(391)	(小計)	(401)

(2) 歳入	○府有財産の売却等上積み	9	○府有財産の売却等上積み	4 5	○府有財産の売却等上積み	5 8
	○使用料・手数料見直し		○使用料・手数料見直し	1	○使用料・手数料見直し	1
	○財産使用料・貸付料見直し	1	○財産使用料・貸付料見直し	1	○財産使用料・貸付料見直し	1
	○基金の活用（府営住宅整備基金の活用）	4	○基金の活用（府営住宅整備基金の活用）	7	○基金の活用（府営住宅整備基金の活用）	1 9
	○債権管理の強化対策（府税滞納債権の回収）	4 3	○債権管理の強化対策（府税滞納債権の回収）	4 1	○債権管理の強化対策（府税滞納債権の回収）	3 9
			○その他債権回収（人権金融公社貸付金償還金）	1 0	○その他債権回収（人権金融公社貸付金償還金）	
	○宝くじ収益金見直し（府への還元効果額）	7	○宝くじ収益金見直し（府への還元効果額）	5	○宝くじ収益金見直し（府への還元効果額）	5
	○国所管法人（財自治体国際化協会）からの積立金返還	2	○国所管法人（財自治体国際化協会）からの積立金返還	2	○国所管法人（財自治体国際化協会）からの積立金返還	1
○公の施設納付金制度導入		○公の施設ネーミングライツ・納付金制度導入	1	○公の施設ネーミングライツ・納付金制度導入等	1	
(小計)	(6 6)	(小計)	(1 1 3)	(小計)	(1 2 5)	
(3) 予算編成における取組等※	○予算編成における取組み	2 0 5	○予算編成における取組み	1 5 5	○予算編成における取組み	1 4 5
	(取組み主なもの)・部局長マセメントによる要求精査・査定段階での精査・執行段階での収支改善分活用・財政調整基金等の活用・行革推進債の活用 ※効果額は予算編成における財源対策の内数					
	(小計)	(2 0 5)	(小計)	(1 5 5)	(小計)	(1 4 5)
(合計)	(6 3 5)	(合計)	(6 5 9)	(合計)	(6 7 1)	

分野	提言項目	提言数			
		23年2月時点	24年2月時点	25年2月時点	26年2月時点
地方財政制度	○地方交付税への対応 ○国と地方の役割分担を踏まえた権限・財源・責任の明確化	(H22 対象) 2項目 2提言	(H23 対象) 2項目 2提言	(H24 対象) 2項目 2提言	(H25 対象) 2項目 2提言
社会保障制度	○社会保障関係の基準財政需要額の充実 ○生活保護制度 ○国民健康保険制度 ○後期高齢者医療制度 ○介護保険制度 ○障害者自立支援法に基づく福祉サービス給付 ○公費負担医療制度 ○児童扶養手当	(H22 対象) 8項目 19提言	(H23 対象) 8項目 19提言	(H24 対象) 8項目 19提言	(H25 対象) 8項目 19提言
その他の制度提言等	○公営住宅 ○子ども手当 など	(H22 対象) 10項目 13提言	(H23 対象) 10項目 15提言	(H24 対象) 10項目 16提言	(H25 対象) 10項目 16提言
【国等の対応に対する評価】 ×＝措置されず △＝一部措置されたが不十分 ○＝ほぼ提言どおり措置 ◎＝提言どおり措置		(H22 提言への対応評価) ×： 26 提言 △： 8 提言 ○： 1 提言 ◎： 1 提言	(H23 提言への対応評価) ×： 22 提言 △： 11 提言 ○： 1 提言 ◎： 2 提言	(H24 提言への対応評価) ×： 19 提言 △： 15 提言 ○： 1 提言 ◎： 2 提言	(H25 提言への対応評価) ×： 17 提言 △： 17 提言 ○： 1 提言 ◎： 2 提言

備考

※財政構造改革プラン（案）≪平成23年度から平成25年度までの取組み実績≫改革工程表参照 ※効果額は最終予算額ベースで算定したもの

※「予算編成における取組み」による目標額は、改革プラン策定時の財源不足額－改革プラン個別取組項目の効果額積上げ＝目標額（収支差）となっています。

毎年、府政運営の基本方針の策定段階や予算編成過程を通じて、税収や地方財政対策の動向などを踏まえ、歳入の確保や歳出の見直しなど歳入歳出全般にわたる一層の精査・点検を実施したもので、収支均衡予算を編成したことをもって、計画通りの取組みを実施したこととしています。

※「提言への対応評価」は、府の提言に対する国の対応状況を評価したもの

【(参考) H23～H25 職員数】 ※上記の「人員の削減」と下記「前年度比」欄は一致しない。

項目 / 年度	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	4/1 現在人数	前年度比	4/1 現在人数	前年度比	4/1 現在人数	前年度比
職員数						
一般行政部門	8,546人	(-754人)	8,175人	(-371人)	7,925人	(-250人)
教育部門	51,891人	(+36人)	51,744人	(-147人)	51,056人	(-688人)
(小計)	60,437人	(-718人)	59,919人	(-518人)	58,981人	(-938人)
警察部門	23,092人	(+135人)	23,172人	(+80人)	23,202人	(+30人)
(合計)	83,529人	(-583人)	83,091人	(-438人)	82,183人	(-908人)
備考	(参考)・H23.4 大阪広域水道企業団へ水道事業を移管 ・公立大学法人大阪府立大学へH23.4 府立工業高専を移管		(参考)・H24.4 産業技術総合研究所、環境農林水産総合研究所 を地方独立行政法人化			

- 職員数は、各年度4月1日現在の、一般職（教育長含む。）に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者、派遣職員などの定数条例対象外の職員を含み、臨時的任用職員又は非常勤職員を除く。
- 各部門の職員数は、総務省の定数管理調査の区分によるものであり、各部局等に配置されている職員数の区分とは異なる。
- 一般行政部門には知事部局における特別会計、企業会計のほか、各行政委員会事務局及び議会事務局を含む。ただし、平成22年度以前の水道部は一般行政部門に含む、教育委員会事務局及び平成16年度以前の大学等は、教育部門に含む。